条例」を制定し、10月から本格施行している。

地方自治体の存在意義は、住民と地域のため自ら決定し執行することにある。自治立法権に基づく条例制定は地方自治の神髄だが、条例実務の現実は「法令の範囲内」での条例制定権というドグマに窮屈に囚われていないか。国の法令改正を追いかけるような住民に縁遠い条例改正に精力を使い果たすのが本来であろうか。逆説的だが、一自治体に適用される法規範の「条例」であっても、その政策選択が広く支持されるなら、「国を改める力」すら獲得すると信ずる。現場を知る私たちは、国会で政治的利害が絡み合い、中央省庁の官僚組織に縛られた国と比較すれば、機動的かつ時代の要請に適う制度を創設する有能な立法者(legislator)たり得るし、それを国民は切望している。例えば、鳥取では都道府県レベルでは初めて常設型住民投票制度を設ける「鳥取県民参画基本

年初、全日本ろうあ連盟の久松三二事務局長が私を県庁に訪ねて来られ、県内の関係者と一緒に切実な眼差しと渾身の手話で、手話が活用される生活環境を整えるため「手話言語法」制定を国に強く要請し続けているが進まない、鳥取県で「手話言語条例」を定め地方からこの国を変えて欲しい、と訴えた。ろう者の方々の要望を私が公聴会で伺い、5年前「将来ビジョン」に「手話は言語として一つの文化を形成している」と明記したことは、全国のろう者の注目を集めてきた。更に障がいを知り共に生きる「あいサポート運動」を平成21年に提唱し、共鳴して下さる同志の県へも広がっている。地方から国を変える志を立て、条例実現に向け検討へと舵を切ることとした。

日本財団を含め県内外の多くの関係者・有識者の御協力を得て成案をとりまとめ、9月議会に「鳥取県手話言語条例」案を提案し10月8日に可決、成立した。条例案検討段階から全国メディアでも取り上げられたが、特にNHKの手話ニュースなど聴覚障がい者向けのメディアでは、ようやく歴史が変わるという熱気まで感じられたのだ。

鳥取県手話言語条例は、ろう者と健聴者が共に生きる地域社会を実現することを目的に、手話は独自の「言語」であるとの認識に基づき、県・市町村・県民・事業者の責務等を明らかにするとともに、手話を使いやすい環境を整える施策を総合的かつ計画的に推進することとし、鳥取県から障がい者と共に生きる社会のモデルを築き上げようとするものである。条例が絵に描いた餅とならないよう、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービスのリーディング事業や、地域や職場等での手話講座開催、学校で全生徒が手話を学ぶことなど、

手話を使って暮らすことができる地域づくりを飛躍的に加速する補正予算も成立した。

「言語」について定めるのは国の事務と突き放すのは簡単だ。しかし、手話を社会的に封じられた暗闇の時代を乗り越え、今世紀に入り、国連障害者権利条約が手話を言語であると定め、フィンランド憲法改正、ニュージーランド手話言語法制定など、手話を言語と法的に位置づける方向に時代の針が回り始めた。「手話」はろう者の尊厳そのものだ。音声言語の「日本語」とは異なる手指の動き等による表現や独自文法を有する「言語」であると正面から認め、ろう者と健聴者が互いに尊重しあい支えあう社会を実現する立法を鳥取県で行うことが、国全体に障がい者と共に生きる地域づくりを広め、政治の駆引きや省庁間の綱引きで進展しない国をも改めるものとなればと願う。

高らかに「条例」という名の鐘を鳴らし、この国の夜明けを告げるのである。